

母子健康手帳別冊広告募集要領

(趣旨)

第1条 名古屋市在住の妊婦及び産後1年未満の産婦に交付している「母と子の健康のために」(母子健康手帳別冊)(以下「別冊」という。)への広告掲載の募集については、名古屋市広告掲載要綱及び子ども青少年局広告掲載要領(以下「局要領」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告媒体)

第2条 広告掲載を募集する広告媒体は、名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課(以下「子育て支援課」という。)が、名古屋市各区保健センター(以下「保健センター」という。)へ妊娠の届出があった妊婦及び産後1年未満の産婦に交付するために製作するもので、次表のとおりとする。

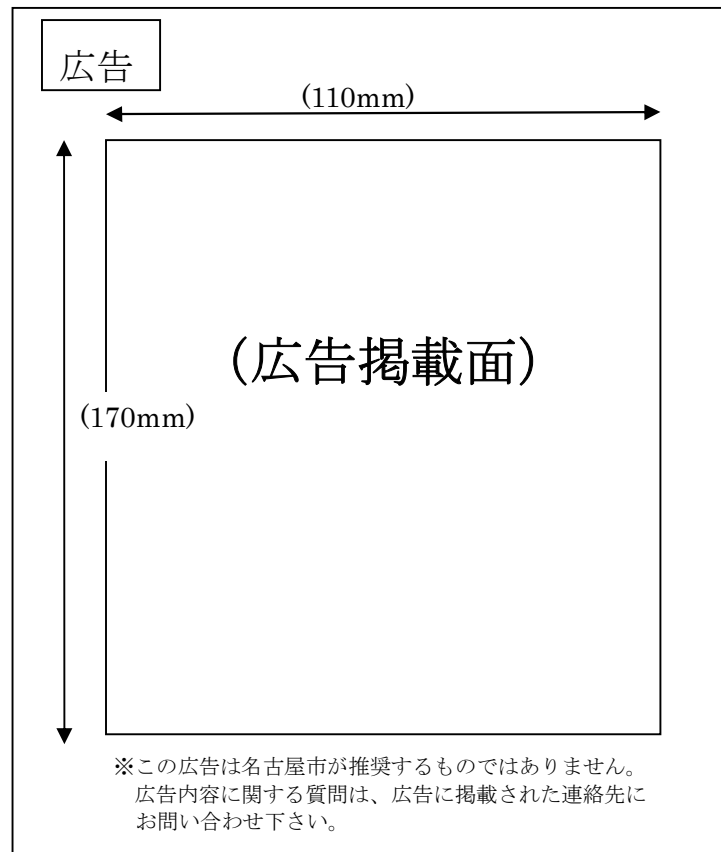
名 称	母と子の健康のために(母子健康手帳別冊)
規 格	B6版冊子 1色刷
発行部数	22,000冊(令和8年度発行分)
発行時期	令和8年4月
交付期間	令和8年4月～令和9年3月
交付対象	保健センターに妊娠の届出をした妊婦及び産後1年未満の産婦
内 容	名古屋市の母子保健事業に関する情報提供の他、各種申請書・受診票等

- 別冊の交付部数は、妊娠届出数の増減等により、発行部数と異なる可能性があります。また、別冊の交付状況等により、令和8年度発行分の交付期間が前後する可能性があります。
- 掲載制度の改正等に伴い、上記の内容を予告なく変更する場合があります。

(広告の規格等)

第3条 別冊に掲載する広告の概要は次表のとおりとする。

媒体の種類	印刷物
広告の規格 及び掲載位置	・掲載位置：裏表紙裏面及び裏表紙裏面前ページ(下図参照) 印刷可能スペース：天地170mm、左右110mm ・色数：1色刷 ・広告枠数：2枠
広告掲載料	1枠につき5円以上 ただし、発行部数の変動に関わらず、合計金額は、1枠の値段に前条の表の発行部数を乗じた金額とする。
広告掲載期間	令和8年4月～令和9年3月(令和8年度発行分)
その他	広告面には、連絡先を記入するものとする。



(申込み手続き)

第4条 別冊に掲載する広告の掲載申し込みを行う者は、次条に規定する募集期間中に名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書（様式第1号）に、掲載したい広告内容及びデザインを記載した書面を添えて押印のうえ、持参又は郵送により申込むものとする。ただし、当該広告のデザインを電子メールにより送付する場合は、PDF ファイル形式にしたものに限る。

申込み先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課

E-mail : a2629@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(募集期間)

第5条 広告の募集期間は、令和7年10月31日から令和7年11月28日までとする。

(選定方法)

第6条 別冊に掲載する広告の選定は、広告枠ごとに提示金額の高いものから決定するものとし、提示金額が同額の場合は、次の各号に掲げる順位により決定するものとする。

- (1) 第1順位 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱第7条第1項の規定により子育て支援企業に認定されている者であること

(2) 第2 順位 市内に本社、支店、営業所等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体であること

2 前項によってもなお募集枠数を超えた場合は、抽選により順位を決定する。

(広告掲載料の納入)

第7条 市長は、第6条により広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告掲載者」という）へ広告掲載料の納入を通知する。

2 広告掲載者は、前項により納入通知を受けたときは、本市の定める期日までに広告掲載料を一括前納するものとする。

(掲載手続き)

第8条 広告内容については、局要領第9条第1項の規定に基づく審査会の承認を得ることを要する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項は、子ども青少年局長が別に定める。